

岩手県企業局管理規程第7号

企業局職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県企業局長 岩 渕 良 昭

企業局職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する規程

企業局職員賠償責任等審査委員会規程（昭和44年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 委員長は局長を、副委員長は <u>経営総務室長</u> をもって充てる。 3 委員は、技師長及び担当課長をもって充てる。	(組織) 第3条 [略] 2 委員長は局長を、副委員長は <u>次長</u> をもって充てる。 3 委員は、 <u>室長</u> 、 <u>技師長</u> 、 <u>総括課長</u> 及び担当課長をもって充てる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。